

# 公立西知多看護専門学校同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は公立西知多市立看護専門学校同窓会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に貢献することを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本会員は、正会員、特別会員をもって構成する。

- (1) 正会員は公立西知多看護専門学校卒業生とする。
- (2) 特別会員は母校教職員ならびに知多市立看護専門学校卒業生とする。

第4条 本会入会にあたり氏名、住所および連絡先を本会に登録する。

登録した情報は、同窓会の連絡のみに使用することとし、その他の目的では使用しない。  
変更時は、各期代表者へ報告し、代表者は会長へ報告する。

## 第4章 事務局

第5条 本会の事務局は、愛知県知多市新知字七五三山1-2、公立西知多看護専門学校に置く。

## 第5章 顧問

第6条 本会の顧問は、校長、副校長とし、本会の運営について適切な助言を与えるものとする。

## 第6章 役員

第7条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 各期代表者

第8条 代表者は、各期卒業生より2名ずつ選出するものとする。

- (1) 代表者の任期は2年とし、任期終了時に次期代表者を指名する。
- (2) 任期の延長は2期まで認める。

第9条 副会長と会計の任期は2年とし、それ以外の役員の任期は1年とする。

- (1) 毎年、副会長1名、書記1名、会計1名、会計監査1名を選出する。
- (2) 役員はその任期を遂行できない場合は、役員会の承認を得なければならない。

- (3) 役員に欠員が生じた時は、役員会で補欠役員を推薦決定し、任期は前任者の在任期間とする。
- (4) 任期の延長は2期まで認める。

第10条 本会役員の任務は下記の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要時会長の代理を務める。
- (3) 書記は議事録を作成し、記録の保管をする。
- (4) 会計は本会の経理を務める
- (5) 代表者は同期生の代表として会議に参加する。また、同期生間の連絡係を務める。

## 第7章 総会

第11条 総会は1年に1回会長が招集して開催する。  
この日をもって任期を終了する。

第12条 総会は下記の事項を行う。

- (1) 予算・決算の報告
- (2) 事業報告及び承認
- (3) 役員の改選
- (4) その他の諸事項

第13条 総会の議事

- (1) 総会の議事は原則として出席正会員の過半数の同意を持って議決され、賛否同数の時は議長に表決参加権を認める。
- (2) 議長の選挙はその都度出席会員の過半数の同意をもって選出し、必要であれば議長は副議長を指名することができる。
- (3) 出席できない者は、会長に委任するものとする。

第14条 代表者会は適宜開催する。

- (1) 活動方針に沿い、企画・運営する。

## 第8章 会計

第15条 本会の維持費として、入会時に入会金2,000円を納めるものとする。

第16条 本会の会計年度は3月1日より翌年の2月末日までとする。

附則 この会則は、平成27年3月2日から施行する。

附則 この会則は、平成30年3月16日から施行する。